

## 阿賀野市告示第81号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月11日

阿賀野市長 田中清善

## 阿賀野市結婚新生活支援補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和4年1月1日から令和5年3月31日」を「令和5年3月1日から令和6年3月31日」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 住居費とは、婚姻に伴い、新婚世帯が市内で居住するための住宅（以下「新居」という。）に要した費用のうち、次に掲げるものをいう。

ア 購入費（新築する場合の工事請負費を含む。）

イ 賃借費（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。）

ウ リフォーム費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用は除く。）

第2条第3号中「前号における住宅又は、夫婦の一方が居住していた住宅」を「新居」に改める。

第3条第1項第1号中「夫婦双方」の次に「又は一方」を加え、「住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であり」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定による実績報告の日においては、夫婦の双方が新居に住所を有していること。

第3条第1項第2号中「令和3年分（4月から6月に申請する場合にあっては、令和2年分）」を「令和4年分（4月から6月に申請する場合にあっては、令和3年分）」に改め、「400万円」を「500万円」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得（課税）証明書の期間と同一期間に返済した貸与型奨学金の返済額を控除する。

第3条第1項第4号中「制度」を「要綱」に改め、同条第2項中「令和3年度にこの告示に基づく補助金を受給し、その受給額が30万円に達しなかった世帯について」を「前年度に第7条の規定による阿賀野市結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書を初めて受けた世帯」に改める。

第4条第1項中「令和4年1月1日から令和5年3月31日までに要した住宅賃借費用及び引越費用のうち、既に支払い済みのもの」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った住居費及び引越費用」に改め、ただし書中「補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先の住宅手当を含む。）の交付」を「勤務先から住宅手当の支給」に改め、「補助金等」を「住宅手当」に改め、同条第2項第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 婚姻日前に住宅を取得した場合は、婚姻日から起算して1年以内に取得したものとす。

(5) 婚姻日前にリフォームした場合は、婚姻日から起算して1年以内に実施（発注契約）したものとす。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる市の補助事業による補助を受けているときは、第1項に規定する経費のうち、補助事業の対象経費以外にかかる経費を補助対象経費とする。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の新婚世帯の場合において、第2条第2号ア又はウを補助対象経費として申請するときは、1世帯当たり60万円を限度とする。

第5条第2項中「にあつては、30万円」を「は、前項で定める上限額」に改める。

第6条中「交付を受けようとする者」を「交付を受けようとする世帯」に改め、「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）」を「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）」に改め、同条ただし書中「該当する者」を「該当する世帯等」に改め、「令和3年度」を「前年度」に改め、同条第2号中「され、同一世帯であることを確認できるもの」を「されたもの」に改める。

第6条第8号を削り、同条第7号中「領収証等の写し」を「見積書その他引越費用が確認できるもの」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「及び賃借に要した費用に係る領収書等」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第3条第2号ただし書イ」を「第3条第1項第2号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を購入した場合、新築した場合又はリフォームをした場合）

第6条第9号中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第10号を削り、同条中第11号を第10号とする。

第10条を第13条とし、第9条中「第7条の規定による通知を受けた者が次の各号

のいずれかに該当する場合」を「補助金の交付決定後又は補助金の交付後において、交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき又は提出書類に虚偽の記載をしたとき」に、「第6号様式」を「第10号様式」に改め、各号を削り、同条を第12条とする。

第8条中「必要があると認められる場合は」の次に「、補助金の交付前及び交付後にかかわらず」を加え、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「補助金の交付決定」の次に「及び額の確定」を加え、同条中「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（第5号様式）」を「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書（第3号様式。以下「交付認定通知書」という。）及び阿賀野市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象期間内に補助対象経費が発生しない世帯については、交付認定通知書のみを申請者へ通知するものとする。

第7条の次に次の3条を加える。

（変更申請等）

第8条 前条の規定により、交付決定通知書を受けた世帯（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに阿賀野市結婚新生活支援補助金交付変更申請書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付変更決定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象経費の支払いが完了したときは、阿賀野市結婚新生活支援補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）住居費に係る領収書又は支払額が確認できる書類（以下「領収書等」という。）
- （2）引越費用に係る領収書等（引越費用がある場合）
- （3）住宅手当支給証明書（第8号様式）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、阿賀野市結婚新生活支援補助金確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条第3項関係）

区分	補助事業
住居費	虹の架け橋住宅取得支援事業 住宅リフォーム支援事業 空き家リフォーム支援事業

第1号様式を次のように改める

年 月 日

（宛て先）阿賀野市長

【申請者】  
 住所 〒 -  
 阿賀野市  
 氏名  
 （連絡先電話番号）

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付申請書

阿賀野市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助対象者（前年度からの継続申請の場合は記入不要）

(1) 婚姻年月日	年 月 日		
(2) 新婚世帯の状況	(夫)	(妻)	
生年月日・年齢	年 月 日( 歳)	年 月 日( 歳)	
新居に住居登録をした日	年 月 日	年 月 日	
世帯の 合計所得額	所得額	① 円	② 円
	奨学金返済額	③ 円	④ 円
	合計	(①+②-③-④) 円	

2 補助金申請額

(3) 住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日		
	契約金額(A)	円		
(4) 住居費 (リフォーム)	工事施工年月日	年 月 日		
	費用(B)	円		
(5) 住居費 (賃借)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
	家賃等の額 住宅手当の額 ※3か月分まで	月分 実際に 支払った日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額 円④
		共益費 円	円①	
		家賃+共益費 円		
	月分 実際に 支払った日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額 円⑤	
	共益費 円	円②		
	家賃+共益費 円			
月分 実際に 支払った日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額 円⑥		
共益費 円	円③			
家賃+共益費 円				
(①-④) + (②-⑤) + (③-⑥) =		円⑦		
敷 金		円⑧		

	礼 金	円⑨
	仲介手数料	円⑩
	賃借料合計 (C) ⑦+⑧+⑨+⑩	円
(6) 引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用 (D)	円
(7) その他の補助 金等 <small>※他の補助金や勤務先か らの引越手当が支給さ れている場合記入 (住宅手当は資料①②③ に記載)</small>	補助金・手当等の 名称	
	交 付 額 (E)	円
(8) 対象経費合計額【F】 <small>※(A)+(B)+(C)+(D)-(E)</small>		円
(9) 補助金申請額 上限額：□30万円 □60万円 <small>※(F)と上記④項目の金額と比較し、少ない方 の金額を記入</small>		円 (1,000円未満切り捨て)

3 添付書類 (本申請に添付する書類に☑を記入)

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 夫婦の住民票の写し (住民票謄本の写し等)
- 夫婦の所得証明書
- 夫婦の納税証明書
- 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの (該当する場合)
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの
- 同意書兼誓約書 (第2号様式)
- その他市長が必要と認めるもの

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

**同意書兼誓約書**  
(阿賀野市結婚新生活支援事業補助金申請用)

次の各事項について同意及び誓約します。

※各欄に✓を記入

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	同意・誓約事項
		本補助金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者の婚姻届又は戸籍、住民票、所得及び市区町村税の納付状況、貸与型奨学金の返済を行っている場合に、市が関係機関へ照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付に必要な範囲において、住居費及び引越しに係る内容等について、市が関係事業者へ照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付日から <u>2年以上継続して阿賀野市内に居住</u> します。
		現在、全ての市区町村税について滞納はありません。（転入前の税も含む）
		阿賀野市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しておらず、また、自らが暴力団員ではありません。
		本補助金の申請において、次に掲げる市の補助事業による補助を受けていません。 ・虹の架け橋住宅取得支援事業・住宅リフォーム支援事業、・空き家リフォーム支援事業
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		※該当者のみチェック：賃借賃について補助金の申請を行う場合 居住した住宅の貸主が、夫婦それぞれの3親等以内の親族ではありません。
		※その他誓約について指示を受けた場合記入

【署名欄】

年 月 日

申請者及び 阿賀野市  
配偶者の住所

申請者氏名 (自署)

配偶者氏名 (自署)

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

阿賀野市長 印

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付について、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により、交付対象者として認定することに決定しましたので通知します。



第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付について、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付決定に付する条件
  - (1) 阿賀野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を遵守してください。
  - (2) 阿賀野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条の規定に該当するときは、この決定を取り消すことがあります。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）阿賀野市長

【申請者】

住 所

氏 名

電話番号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた阿賀野市結婚新生活支援補助金について、申請事項を変更したいので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更の内容				
住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日		
	契約金額(A)	円		
住居費 (リフォーム)	工事施工年月日	年 月 日		
	費用(B)	円		
住居費 (賃借)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
	家賃等の額 住宅手当の額 ※3か月分まで	月分 実際に 支払った日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額 円①
		共益費 円	円①	
		家賃+共益費 円①		
	月分 実際に 支払った日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額 円②	
	共益費 円	円②		
	家賃+共益費 円②			
	月分 実際に 支払った日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額 円③	
	共益費 円	円③		
	家賃+共益費 円③			
(①-①) + (②-②) + (③-③) =		円⑦		
数 金			円⑧	
礼 金			円⑨	
仲介手数料			円⑩	

(裏面へ続く)

	賃借料合計(C) ⑦+⑧+⑨+⑩	円
引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用(D)	円
その他の補助金等	補助金・手当等の 名称	
	交 付 額(E)	円
(8)対象経費合計額【F】 ※(A)+(B)+(C)+(D)-(E)		円
(9)補助金申請額 上限額：□30万円 □60万円 ※(F)と上記②項目の金額と比較し、少ない方 の金額を記入		円 (1,000円未満切り捨て)
その他の変更事項		
添付書類		

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった阿賀野市結婚新生活支援補助金の交付について、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

1 変更内容

補助対象経費		<input type="checkbox"/> 住居費（購入） <input type="checkbox"/> 住居費（家賃） <input type="checkbox"/> 住居費（リフォーム） <input type="checkbox"/> 引越費用 <input type="checkbox"/> その他 （                                      ）
変更金額	変更前	円
	変更後	円
変更理由		

2 交付条件

- (1) 阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) 阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱に違反したときは、この決定を取消し、既に交付した補助金全部又は一部を返還させることがあります。

第6号様式の次に次の4様式を加える。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）阿賀野市長

【申請者】  
住 所  
氏 名  
電話番号

**阿賀野市結婚新生活支援補助金実績報告書**

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた阿賀野市結婚新生活支援補助金について、支払いが完了したので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付（変更）申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助対象経費の支出内訳

「阿賀野市結婚新生活支援補助金交付申請書」のとおり

住居費	購入費	円
	リフォーム費用	円
	賃借費	円 ( 年 月～ 年 月分)
引越費用		円
対象経費合計額		円
補助金申請額 (1,000円未満切捨て)		円

（裏面に続く）



（給与等の支払者）

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

**住宅手当支給証明書**  
（阿賀野市結婚新生活支援事業補助金申請用）

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

記

**1 対象者**

住所	阿賀野市
氏名	

◆太枠内はあらかじめ申請者本人が記入してください。

**2 住宅手当支給状況**

給与等の支払年月	住宅手当の支給有無 ※該当する方にチェック	住宅手当の支給額	備考
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	
年 月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	円	

◆太枠内はあらかじめ申請者本人が、証明を受けたい給与等の支払年月を記入してください。（補助金を申請する賃料等の支払期間）

※1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等の月額を言います。

※2 個人事業主の場合は代表者氏名を明記してください。

第9号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市結婚新生活支援補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった標記補助金の交付について、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 確定額	円
3 振込予定日	年 月 日

- 申請書に記載した「補助金の振込口座」へ振込いたします。
- 振込み完了等のお知らせは行いませんので、通帳の記帳等でご確認ください。



第10号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

阿賀野市長

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付決定取消・返還金決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した阿賀野市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を、次のとおり取り消します。  
また、既に交付を受けている補助金について、期日までに返還して下さい。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

交付額	円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
特記事項	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月11日から施行し、改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定にかかわらず、令和4年度に阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助金を受給し、その受給額が30万円に達しなかった世帯については、補助対象世帯とする。その場合は、補助対象経費については、住居費のうち賃借費のみを補助対象経費とする。